	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。ただし、都道環状三号線及び都道三〇一号線（愛宕下通り）の部分を除く。

二　ロシア連邦通商代表部周辺地域

期間	地域
平成二十七年十二月十八日から平成二十八年十二月十七日まで	東京都港区　高輪三丁目（九番から十三番まで） 高輪四丁目 東京都品川区　北品川六丁目 東五反田三丁目
	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。ただし、国道一号線（桜田通り）、都道環状六号線及び国道十五号線（第一京浜国道）の部分を除く。

三　在札幌ロシア連邦総領事館周辺地域

期間	地域
平成二十七年十二月十八日から平成二十八年十二月十七日まで	北海道札幌市中央区　南十二条西九丁目 南十二条西十丁目 南十二条西十一丁目 南十二条西十二丁目 南十二条西十三丁目 南十二条西十四丁目 南十三条西九丁目 南十三条西十丁目 南十三条西十一丁目 南十三条西十二丁目 南十三条西十三丁目 南十三条西十四丁目 南十四条西九丁目 南十四条西十丁目
	南十四条西十一丁目 南十四条西十二丁目 南十四条西十三丁目 南十四条西十四丁目 南十五条西十一丁目 南十五条西九丁目 南十五条西十丁目 南十五条西十二丁目 南十五条西十三丁目 南十五条西十四丁目 南十六条西九丁目 南十六条西十一丁目 南十六条西十二丁目 南十六条西十三丁目 南十六条西十四丁目 南十七条西九丁目 南十七条西十丁目 南十七条西十一丁目 南十七条西十二丁目 南十七条西十三丁目 南十七条西十四丁目
	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点

四　在大阪ロシア連邦総領事館周辺地域

期間	地域
平成二十七年十二月十八日から平成二十八年十二月十七日まで	大阪府豊中市　西緑丘一丁目 西緑丘二丁目（一番から六番まで及び八番）
	少路一丁目（主要地方道大阪中央環状線、高速国道中国縦貫自動車道及び村町橋の部分を除く。）
	少路二丁目 桜の町七丁目（五番から十一番まで）
	向丘一丁目 向丘二丁目
	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。ただし、主要地方道大阪中央環状線、高速国道中国縦貫自動車道及び村町橋の部分を除く。

○外務省告示第四百三十号

平成二十七年十一月三十日にディリで、コモロ川上流新橋建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が東ティモール民主共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　コモロ川上流新橋建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二十六億五百万円

3　贈与の供与期限　平成三十二年四月三十日まで

4　署名者

日本側　山本栄二在東ティモール大使

東ティモール側　エルナニ・フィロメナ・コエーリョ・ダ・シルバ外務・協力大臣

平成二十七年十二月十日

外務大臣　岸田　文雄

○厚生労働省告示第四百六十二号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十六条第一項に規定する手数料の納付を現金ですることができる事務所を指定した件（平成十三年厚生労働省告示第八十六号）は、平成二十七年十二月三十一日限り、廃止する。

平成二十七年十二月十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

○厚生労働省告示第四百六十三号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を指定した件（平成十八年厚生労働省告示第二百五号）は平成二十七年十二月三十一日限り、廃止する。

平成二十七年十二月十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

○農林水産省告示第二千六百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十二月十日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県魚沼市大白川字大会先舟置場市ノ沢フキノ沢川原畑会津道端八八六の一二四七（国有林）・八八六の一二四九（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県庁及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十二月十日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県魚沼市大白川字大会先舟置場市ノ沢フキノ沢川原畑会津道端八八六の一二四八（国有林）・八八六の一二四九（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県庁及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十二月十日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県伊那市長谷黒河内二六一九の一八九・二六一九の五二〇・二六一九の六五一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　解除の理由　道路用地とするため